

金沢大学大学院法務研究科と加賀市議会との連携協定書

金沢大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と加賀市議会（以下「乙」という。）は、両者の連携と相互協力の確立に資するため、次のとおり、連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、法務の知的資源を有する甲と、二元代表制のもと市民を代表して市政に関する意思決定を行う乙が、相互に連携及び協力することにより、地域社会における政策課題への適切な対処と、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、相互に連携及び協力する。

- (1) 乙が抱える政策課題について、甲による専門的見地からの助言又は指導等
- (2) 甲の教育研究環境の充実に関すること。
- (3) 乙の政策法務能力の向上に関すること。
- (4) その他両者の協議により必要と認められる事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲及び乙は、有効期間満了の1カ月前までに、その間の連携及び協力内容の評価を行い、本協定と同一内容での継続に合意したときは、有効期間をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じたときは、甲乙双方は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年3月25日

(甲) 石川県金沢市角間町
金沢大学大学院
法務研究科長

佐藤美樹



(乙) 石川県加賀市大聖寺南町二41番地
加賀市議会
議長

高辻伸行

